

逗子市福祉会館指定管理者募集要項（指名型）

1 指定管理者募集の趣旨

逗子市では、逗子市福祉会館条例（平成 17 年逗子市条例第 22 号）（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、逗子市福祉会館（以下「会館」という。）の指定管理者の選定を行います。

2 選定方法及び指定管理者の指定

(1) 指名団体及び選定方法

市は、条例第 9 条第 1 項に規定する指定管理者の指定を受けようとする者について、1 者指名とし、「社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会」を指名団体とします。

指名団体は本要項に基づき申請書類を市に提出するものとします。

市は、提出された申請書類において参加資格要件を満たしているか審査し、指定管理者の候補者を決定します。

なお、今回の選定においては、指名団体の実績等を考慮し、逗子市福祉会館指定管理者選定委員会運営規程（平成 26 年逗子市訓令第 12 号）に基づく選定委員会は開催しません。

(2) 審査結果の公表

市のホームページに結果を掲載します。

(3) 指定管理者の指定

市は、市議会へ指定管理者の指定に関する議案を提案します。その後、市議会の議決を経て指定管理者を指定します。

(4) 基本協定等の締結

市は、指定管理者と基本協定及び年度協定を締結します。

3 指定の概要に関する事項

(1) 施設の設置目的

逗子市福祉会館は、市民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を図るため設置された施設です。

(2) 施設の概要

ア 所在地	逗子市桜山 5 丁目 32 番 1 号
イ 竣 工	昭和 45 年 8 月 31 日
ウ 構 造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 2 階建

- エ 敷地面積 1,291.23 m²
オ 延床面積 1,347.74 m²
カ 施設内容 ・貸室 有料 … 会議室
無料 … 研修室、小会議室、録音室、ボランティアコーナー
・社会福祉法人逗子市社会福祉協議会が使用する事務室等
・市が使用する倉庫等
・その他の施設（ホール、機械室等）
・駐輪・駐車場
※参照 別紙図面

キ 休館日及び開館時間

休館日 日・祝日及び12月29日から翌年1月3日まで
開館時間 午前9時から午後5時まで

(3) 指定管理者が行う業務

条例に基づく開館日及び開館時間内において、次の管理運営業務を行っていただきます。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館及び閉館することができます。

- ア 施設及びその付帯設備並びに物品等（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること
イ 施設等の維持管理
ウ 施設等の利用者の安全管理
エ 施設等及び敷地内の清掃
オ 施設の付帯設備に係る操作訓練
カ 施設警備、自動扉、消防設備、電気工作物、エレベーター、受水槽の清掃及び水質検査の保守点検
キ 施設等の小破修繕（1件75,000円未満の修繕が対象）
ク 施設利用者の駐輪・駐車場の整理
ケ 非常時における避難誘導及び応急措置
コ 市への報告

(4) 施設管理に必要な帳簿の管理に関すること

(5) 貸室の使用に係る予約受付、許可、貸出、利用料の徴収等に関すること

【留意事項】

令和7年3月31日以前において、既に利用許可を行った貸室の貸し出しについては、前指定管理者から引継ぎ実施することとします。

(6) その他、施設の管理上必要となる業務

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

ただし、指定期間内であっても、諸事情により指定の期間を短縮または延長する

場合があります。

5 管理運営に係る経費

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 指定管理料

※条例に基づく開館日及び開館時間内における管理運営業務に対する経費として支払うものです。指定管理者が開館時間を変更し、又は臨時に開館及び閉館したことにより発生した経費は含みません。

イ 利用料金（貸出施設や備品利用に係る収入）

※《参考》令和5年度会館使用料収入 83 千円

(2) 指定管理料の上限 8,765 千円

(3) 指定管理料に含まれる主な経費

ア 人件費（給料、交通費）

イ 消耗品費（利用者の会館利用に係るものを含む。）

ウ 燃料費（プロパンガス）

エ 光熱水費（電気、水道）

ただし、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会が使用する経費を除く。

オ 修繕費（1 件 75 千円未満の修繕を対象とする。）

カ 通信運搬費（電話使用料等）

キ 業務委託費（3-(3)カに係るもの）

※《参考》令和6年度指定管理料 7,625 千円

内訳	人件費	1,987 千円
	光熱水費	2,479 千円
	業務委託料	1,783 千円
	その他	1,376 千円

(4) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで）ごとに、市議会による予算の議決を経て、市と指定管理者の間で締結する「逗子市福社会館の管理等に関する年度協定」を締結する中で決定します。支払時期や支払方法等も年度協定にて定めます。

(5) 備品

業務で使用する電子複写機、パソコン等の備品は、必要に応じ指定管理者が用意してください。

6 事業の適正な実施に関する事項

(1) 第三者による実施

指定管理者は、事前に市の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

(2) 法令等の遵守

業務遂行に当たっては、法律、地方自治法、条例及び同施行規則その他関係法令を遵守するとともに、次により行ってください。

- ア 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条に基づき、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- イ 逗子市情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）第 23 条に基づき、会館に関する情報の公開に努めなければならない。
- ウ 気候変動対策、省エネルギー対策、廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図らなければならない。

7 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由による措置

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、指定の取り消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく会館の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等の市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、この場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく会館の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぐものとします。

8 指定管理者の申請及び選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア 申請受付の告示	令和 6 年 9 月 25 日(水)
イ 募集要項の配布	令和 6 年 9 月 25 日(水)
ウ 質問の受付	令和 6 年 9 月 26 日(木)から 10 月 1 日(火)まで
エ 質問の回答	令和 6 年 10 月 3 日(木)
オ 書類の提出	令和 6 年 10 月 7 日(月)から 10 月 11 日(金)まで
カ 候補者の選定	令和 6 年 10 月中旬頃
キ 協定締結及び業務開始	令和 7 年 4 月 1 日(火)

(2) 資格要件

神奈川県内に事務所を有し、施設の指定管理者としての運営実績を有する法人で、かつ次に掲げる条件のすべてを満たすものとします。

ア 指定期間中、安全かつ円滑に会館の管理運営を行えること。

イ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく停止措置を受けているもの。

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び逗子市財務規則（平成 3 年逗子市規則第 6 号）第 122 条の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

(ウ) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）であるもの。

(エ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの。

(オ) 法人が納める国税、県税、市民税を滞納しているもの。

(カ) その他法令等に違反している又は違反するおそれのあるもの。

ウ 逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号）に抵触しないこと。

(3) 提出書類

ア 質問の受付

(ア) 受付期間 9 月 26 日（木）から 10 月 1 日（火）まで（必着）
（ただし、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(イ) 提出方法 質問書（第 1 号様式）にて、直接、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出してください。

イ 質問の回答 質問に対する回答は、10 月 3 日（木）に市のホームページに掲載します。

ウ 書類の提出

(ア) 提出期間 10 月 7 日（月）～10 月 11 日（金）
（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(イ) 提出方法 事前に連絡の上、社会福祉課（市役所 1 階 8 番窓口）へ持参してください。

(ウ) 提出部数 正本 1 部
副本 1 部

エ 申請書類

(ア) 指定管理者指定申請書（第 2 号様式）

(イ) 誓約書（第 3 号様式）

(ウ) 管理業務に関する事業計画書

(エ) 管理業務に関する収支予算書

(オ) 法人の定款、規約、役員名簿、組織に関する事項を記載した書類及びこれに

類する書類

- (カ) 法人代表者の経歴書
- (キ) 法人の主要業務実績一覧表
- (ク) 法人の現年度の事業計画書及び収支予算書
- (ケ) 法人の前年度及び前々年度の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (コ) 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行された原本に限ります。ただし、副本はその写しで結構です。）
- (サ) 法人が納める直近年度の国税、県税、市町村民税の納税証明書（滞納していないことの証明書、ただし、副本はその写しで結構です）

オ 提出書類の留意事項

- (ア) ファイル等に書類を綴ること
- (イ) 項目ごとにインデックスを付けること
- (ウ) 用紙は原則としてA4版で制作し、図面などA4サイズを超えるものは折りたたむこと

9 その他

(1) 書類に関する留意事項

- ア 提出された書類は、特別な理由がない限り軽微な修正を除き、内容の変更はできません。
- イ 募集要項に定める手続きを遵守しない場合、提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ウ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- エ 書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- オ 応募に関して必要となる費用及び受託のための準備に係る経費は、申請法人の負担とします。
- カ 市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権は、それぞれの申請団体に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- キ 提出された書類、提案内容及び選定結果について情報公開請求が提出された場合、逗子市情報公開条例に基づき請求者に開示されます。
- ク 市が必要と認めるときには、追加資料を求めることがあります。

(2) 指定に関する留意事項

市議会の議決を経て指定管理者として指定する前に、指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。また、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても同様の対応となります。いずれの場合も、応募に関して必要となる費用及び受託の

ための準備に係る経費等は、市は一切補償しません。

また、指定管理者の指定後、会館の管理運営の適性を期すために市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部及び一部の停止を命ずることがあります。

(3) その他

逗子市地域防災計画により、会館は避難所として指定されています。そのため、指定管理者は「災害時における施設利用の協力に関する協定」を市と締結していただき、地震、風水害、その他の災害等が発生した又は発生することが予測される場合には、避難所の開設及び運営にご協力いただきます。また、消防法施行令（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者の配置が必要となります。

10 付則

この要項は、令和6年9月25日から施行し、逗子市福祉会館指定管理者の指定をもって廃止します。

問合せ・提出先	逗子市 福祉部 社会福祉課
	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
TEL	046-873-1111 内線211
FAX	046-873-4520
E-MAIL	syakai@city.zushi.lg.jp